

## 木材製品研究開発支援事業交付要綱

### 第1条 趣旨

建築用構造材の生産が主流の本市において、日田材（日田市内で産出又は加工された木材）の新たな活用を目指して木材製品の機能強化や新たな用途・商品の開発が求められており、その研究・開発に係る経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、日田市補助金交付規則（昭和33年規則第1号。以下「規則」という）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### 第2条 補助対象事業

補助金の交付対象となる事業は、日田材のスギ又はヒノキを主に使用した製品等の試作・製品化に向けた開発等とする。ただし、既に製品化されたものの生産・販売にかかる取組は対象外とする。

### 第3条 補助対象者

補助対象者は、日田市内に事業拠点を置く個人、法人事業者又は任意の団体・グループとする。

### 第4条 事業提案書

補助金の交付を受けようとするものは、あらかじめ事業提案書（様式第1号）を提出しなければならない。

### 第5条 補助対象事業の選定及び通知

事業提案書の内容及び有識者等で構成される審査会委員による面接審査によって補助対象者を決定する。審査結果は、審査結果通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

### 第6条 補助金の交付申請

前条審査により採択を受けた事業実施主体は、規則第5条第1項による補助金交付申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

### 第7条 補助金の交付決定

- (1) 補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。
- (2) 補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。

## 第8条 事業の実施期間

補助事業の実施期間は、交付決定のあった日から事業が完了した日又は交付決定のあった日の属する年度の3月31日まででのいずれか早い日までとする。

## 第9条 実績報告

前条に定める期日までに、補助事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類等を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業等の事業報告書
- (2) 補助事業等に係る精算書
- (3) 本事業による試作品又は成果物
- (4) その他市長が必要と認める書類

## 第10条 補助対象経費

補助対象となる経費は、以下(1)～(3)の条件に適合する経費で別表に定めるとおりとする。

- (1) 補助対象事業として決定を受けた事業を実施するための必要最低限の経費
- (2) 第8条に定める実施期間に契約、取得、支払いが完了した経費
- (3) 補助対象（使途、単価、規模等）の確認が可能であり、かつ、本補助事業に係るものとして、明確に区分できる経費

## 第11条 補助金額

補助金の額は、補助対象経費の1/2以内とし、千円未満の端数は切り捨てる。

但し、上限額は30万円とし、下限額は5万円とする。

## 第12条 知的所有権の帰属

開発の成果として、知的所有権を得た場合の所有権は、原則として申請者に帰属する。

## 第13条 その他補助条件

(1) 補助事業の内容、経費の配分又は事業計画の変更をする場合においては、変更承認申請書を市長に提出し、承認を受けること。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

(2) 補助事業を中止し又は廃止する場合は、中止（廃止）承認申請書を市長に提出し、その承認を受けること。

(3) 補助事業が予定期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び事業の遂行状況を記載した書類を市長に提出してその指示を受けること。

(4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5か年間整備保管すること。

(5) 市の他の補助金を受けていないこと。

(6) 申請書類に虚偽の記載があった場合は補助相当額の金額の一部または全額を返還してもらうことがある。

適用 この要領は平成28年5月16日から適用する。

別表

経費区分	内訳
調査費	開発・試作を行う上で必要な調査及び資料の収集に要する経費
試作費	設計・デザイン・試作に要する経費 製品の試作等に必要な資材の購入に要する経費 製品の試作に関わる費用（工具・器具・什器の購入は除く）
実験費	製品の性能試験等に必要な経費
連携費	開発に係る外部との連携に必要な経費

(詳細)

費目	内 容	備 考
賃 金	木製品の開発普及に必要な労務費	
報 償 費	アドバイザー等に対する謝金	
旅 費	〃 旅費	
需 用 費	消耗品費・印刷製本費等	
役 務 費	通信運搬費等	
委 託 料	委託料	
使用料及び 賃借料	会場借上料等（土地借上料は除く） 機械器具の借料等	
原 材 料 費	原材料・資材等の購入費	
そ の 他	別途協議のこと	